

<入札の心得>

- 1 入札書の公売物件名については、事前に確認をしてください。
- 2 次に該当する者は、法令の規定により公売財産を買い受けることができません。
 - (1) 滞納者等、国税徴収法第92条(買受人の制限)に該当する者
 - (2) 公売への参加を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等、国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)の規定に該当する者
 - (3) 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者
- 3 公売は現況有姿(現在あるがままの状態)により行います。あらかじめ現況等を確認を行った上で公売へ参加してください。
- 4 危険負担は、買受人が買受代金を納付したときに移転します。
- 5 公有財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、真狩村は担保責任を負いません。
- 6 真狩村は、公売財産の引渡しの義務を負いません。公売財産内にある動産等の撤去、使用者または占有者に対しての明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡しなどは、全て買受人の責任において行うこととなります。
- 7 土地の境界については隣地所有者と、接面道路の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- 8 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- 9 直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に公売実施の有無をお問い合わせください。
- 10 最低売却価格以上で最高額を入札した者を落札者とする。
ただし、複数人であった場合はくじ引きにより決定します。
- 11 落札者は入札終了後速やかに契約を締結する。
また、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(税込)の100分の5に相当する額の違約金を真狩村に納付しなければならない。

【お問い合わせ先】

真狩村役場 総務課財政係

電話番号 0136-45-2121